第４部　災害復旧・復興計画

第１節　復旧・復興の基本方向の決定

大規模災害により被害を受けた場合は、被害状況や地域特性、応急対策の進捗等を勘案し、迅速かつ本格的な復旧を目指しつつ、中長期的な取り組みによる計画的復興を目指す必要性について早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、必要な場合には、これに基づき市の復旧・復興のための計画（以下「復旧・復興計画」という。）を策定するものとする。

実　施　担　当	政策企画対策部　関係対策部　区本部
防災関係機関	国　県

１　復旧・復興に向けた体制

(1)　復旧・復興本部

ア　役割

復旧・復興に係る情報や課題を共有し、施策の立案、検討を行うとともに、国の復興基本方針等に即して、関係部局や機関等との総合調整を図りながら、復旧・復興基本方向を決定するとともに、復旧・復興計画を策定し、迅速に復旧・復興事業を総合的かつ計画的な推進を図る。必要に応じて、本部長の指示により部会を設ける。

イ　構成員

市長を本部長、副市長、教育長、水道事業管理者を副本部長、政策企画部長を統括本部員とし、部長、区長等を本部員とする。

(2)　復旧・復興協議会

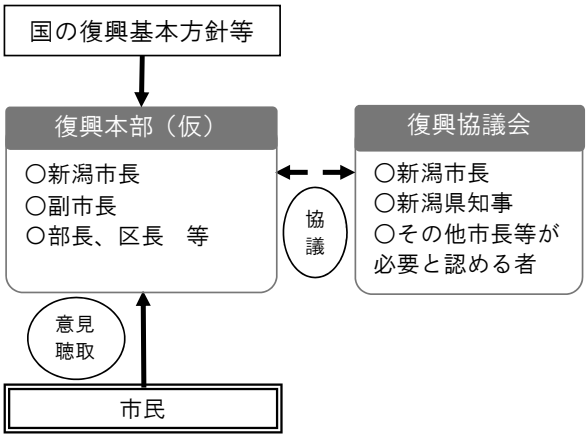
ア　役割

復旧・復興基本方向、復旧・復興計画及びその実施に関し、必要な事項について協議する。

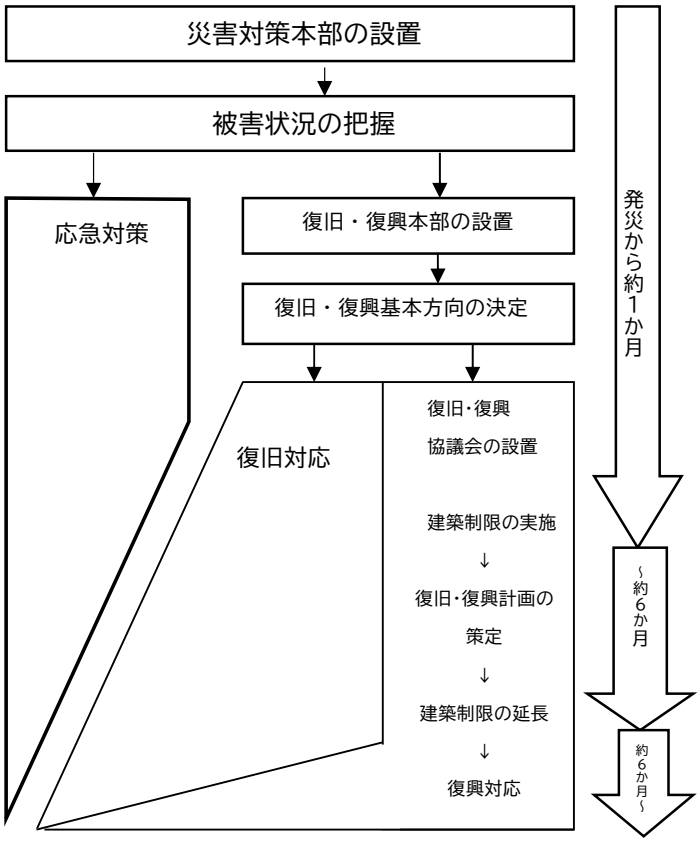
イ　構成員

新潟市長、新潟県知事、その他市長等が必要と認める者で構成する。

≪組織体制≫



≪復旧・復興に向けた手順≫



(3) 復旧・復興基本方向の決定、復旧・復興計画の策定及び実施にあたり、以下の事項に配慮する。

ア 多様な主体から復旧・復興に関する意見を聴取するため、復旧・復興計画に関する公聴会の開催その他の住民意見を反映するために必要な措置を講じ、市民等の意向を尊重し、協働により復旧・復興を進める。

イ 男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

ウ 復旧・復興協議会を設置したときや復旧・復興計画策定時のほか、各種支援制度、施策等実施する場合は、第３部第１章第９節「災害広報・生活再建支援相談計画」に準じて、それぞれ市民等へ周知する。

2 復旧・復興の基本方向の決定

復旧・復興に向けた取組を円滑に実施するため、以下のとおり手順を定める。

ア 復旧・復興初期（発災から約1か月）

(ｱ) 被害状況の調査

被災地において、復旧・復興に関する計画の策定や事業の検討のため、家屋や都市基盤の被害状況を調査する。

(ｲ) 復旧・復興基本方向の決定

災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動及び被災者の生活を緊急かつ健全で円滑な再建・復旧・復興を図るため、被害調査結果を基に、住民、民間事業者及び施設管理者等と協力して、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

(ｳ) 建築制限の実施

土地区画整理事業や道路の拡幅、インフラの整備を行う可能性があり、その場所で市民が家を建て直す等の個別の復旧を行うと、それ以降に決定した復興施策に支障をきたすおそれがあるため、建築制限を実施する。

イ 復旧・復興中期（発災から約６か月）

(ｱ) 復旧・復興計画の策定

発災から6か月以内を目途に、復旧・復興計画を策定する。

(ｲ) 建築制限の延長

復興事業の対象となる区域に対しては、建築制限の期間を最長２年まで延長する。

(ｳ) 事業実施のための手続

復旧・復興事業実施のための財源の確保、地区計画等を都市計画決定するための手続を実施する。

ウ 復旧・復興本格期（発災から約６か月以降）

復旧・復興に関する事業計画の策定と事業の推進

事業実施に向け、調査、測量、設計等を実施し、事業計画を検討及び策定する。また、策定した事業計画に基づく事業を実施する。

(2) 復旧・復興計画の策定

ア 復旧・復興計画に記載する内容

(ｱ) 復旧・復興計画の区域
(ｲ) 復旧・復興計画の目標
(ｳ) 人口の現状及び将来の見通し
(ｴ) 土地利用に関する基本方針
(ｵ) 市街地開発事業や土地改良事業など目標を達成するために必要な事業
(ｶ) 地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務

(ｷ) 復旧・復興計画の期間　等
イ　復旧・復興計画等における特別の措置
(ｱ) 土地利用に係る許認可等の一括処理
(ｲ) 復旧・復興整備事業に係る許認可等の特例
(ｳ) 復旧・復興一体事業
(ｴ) 復旧・復興計画の実施に係る特別の措置
(ｵ) 一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画　等
ウ　復旧・復興の方向性について、以下の事項に配慮する。
(ｱ) 将来にわたり安心して暮らせるよう、災害に強い安全なまちづくりを目指す。
(ｲ) 本市の特性や目指すべき都市像を見つめなおし、被災する前以上に魅力ある都市づくりを進める。
(ｳ) 高齢者や障がい者、女性、子ども、外国人等の様々な立場からの視点が尊重され、多様な市民が共生できる社会を目指す。
(ｴ) 逆境をバネにし、お互いに助け合う地域づくりを目指すために、地域コミュニティの維持・回復や再構築を図る。

３　国や県に対しての要請

(1) 特定大規模災害等による被害を受け、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足した場合、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について、新潟県知事に対し、代行を要請する。
(2) 特定大規模災害による被害を受け、復旧・復興のための膨大な業務の発生や被災による行政機能の低下等によって、復旧・復興計画の策定や復旧・復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足した場合、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、関係地方行政機関の長に対し、当該関係地方行政機関の職員の派遣を要請する。
(3) 特定大規模災害等による被害を受け、復旧・復興のための膨大な業務の発生や被災による行政機能の低下等によって、復旧・復興計画の策定や復旧・復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足した場合、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、関係行政機関又は関係地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めるとともに、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣についてあっせんを求める。

第２節　生活再建支援業務計画

被災者を避難生活から解消させるためには、生活復興を実現するまでの道のりを直接的・間接的に支える必要があり、発災直後から体制を整え、実施することが、復旧・復興の第一歩となる。

生活再建支援業務は多岐にわたる大量の業務を迅速に実施する必要があり、被災自治体だけで対応することは現実的でないことから、他の自治体からの応援に頼ることも想定される。また、自治体間で対応にばらつきがあってはならないことから、新潟県と県内市町村で、平成31年に「チームにいがた相互応援協定」を締結し、これまでに培ったノウハウなどから、ガイドラインとして業務内容を整理し、県内共通の指針として定めている。

本市においてもこのガイドラインに則り、全庁的な協力体制のもと被災者生活再建支援業務を進める。

実　施　担　当	災害対策本部事務局　政策企画対策部　市民生活対策部　福祉対策部 建築対策部　総務対策部　財務対策部　区本部 （関係対策部）
防災関係機関	県

１　住家被害認定調査の実施

調査班は、調査方針・計画の策定、人員・資機材・活動場所の確保など実施体制を被害情報処理班及び受援班をはじめとする関係班と連携しながら構築し､調査を実施するとともに、調査の質を確保しつつ、住家の調査を迅速かつ公正に実施する。

２　罹災証明書の申請受付・交付

調査班は、罹災証明書の申請・交付方法の計画、人員・資機材の確保など被災者情報の罹災証明書の交付を企画総務班、市民生活班、災害対策本部事務局広報班及び区本部広報班をはじめとする関係班と連携しながら迅速に実施する。

３　生活再建支援相談窓口の運営

企画総務班、市民生活班及び区本部広報班は、関係班とともに、被災者のニーズ等を踏まえ、生活再建について相談する窓口として、生活再建支援相談窓口を臨時的に設置することを検討する。

生活再建支援相談窓口を設置することとした場合は、区本部広報班は、市民対策班をはじめとする関係班と協力し、生活再建支援相談窓口を設置するとともに、窓口運営に必要な備品の設営、機材の配置について、関係班及び関連業者との調整を行う。窓口の運営は、関係班の協力のもと、区本部広報班が統括する。

４　被災者生活再建支援システムによる「被災者台帳」の構築

被害情報処理班、企画総務班及び調査班は、被災者台帳の整備を関係班とともに進め、データの質を確保するとともに、被災者支援における未支援世帯等がある場合は、福祉総務班において適切な支援に繋げるためアウトリーチ等を行うなど、関係班が連携して被災者の課題の解決のために継続的に寄り添った支援を行う。

生活再建に当たっては、住まい確保のための相談や法律相談などに対応する必要があることから、建築班や市民生活班をはじめとする関係班は平時から関係団体との連携に努める。

第３節　被災者援護計画

災害により被害を受けた市民の自立復興を促進し、もって市民生活安定の早期回復を図ることを目的に、被災者の援護について計画を定める。

実施担当	政策企画対策部　福祉対策部　こども未来対策部　建築対策部 経済対策部　農林水産対策部　財務対策部　市民生活対策部　区本部 （関係対策部）
防災関係機関	市社会福祉協議会

１　被災者支援制度の総合的な推進

援護の実施にあたっては、被災・被害の状況や被災者のニーズを踏まえた制度設計が必要なことから、関係する対策部は、平時から法令や事例等の情報収集に努めるほか、発災後に迅速な対応ができるよう研修や訓練を実施する。

また、企画総務班は、円滑に被災者への支援が行えるよう各種支援制度の統括・調整を行う。

２　融資・貸付・資金等による援護計画

(1)　被災者生活再建支援金

福祉対策部福祉総務班及び各区本部健康福祉班は、災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯の世帯主に対して被災者生活再建支援金を支給する。

被災者生活再建支援法適用時の支給額（単数世帯の場合は、各該当欄の3/4の額）

単位（千円）

区分		住宅の再建方法	基礎支援金 (公財)都道府県センターより支給 ①	加算支援金 (公財)都道府県センターより支給 ②	上乗金 県2/3 市1/3 ③	計 ①＋②＋③
複数世帯（世帯の構成員が複数）	全壊・解体・長期避難世帯	建設・購入	1,000	2,000	1,000	4,000
		補　修		1,000		3,000
		賃　借		500		2,500
	大規模半壊世帯	建設・購入	500	2,000	500	3,000
		補　修		1,000		2,000
		賃　借		500		1,500
	中規模半壊世帯	建設・購入	なし	1,000	500	1,500
		補　修		500		1,000
		賃　借		250		750
	半壊世帯	―	なし	なし	500	500
	床上浸水世帯	―	なし	なし	300	300

単数世帯（世帯の構成員が単数）	全壊・解体・長期避難世帯	建設・購入	750	1,500	750	3,000
		補　修		750		2,250
		賃　借		375		1,875
	大規模半壊世帯	建設・購入	375	1,500	375	2,250
		補　修		750		1,500
		賃　借		375		1,125
	半壊世帯	―	なし	なし	375	375
	床上浸水世帯	―	なし	なし	225	225

※ 上乗せ金は平成 23 年の新潟福島豪雨・令和 6 年度能登半島地震のものを参照した。

被災者生活再建支援法非適用時の支給額（単数世帯の場合は、各該当欄の3/4の額）

単位（千円）

区分		住宅の再建方法	基礎支援金 県2/3 市1/3 ②	加算支援金 県2/3 市1/3 ②	計 ①＋②
複数世帯（世帯の構成員が複数）	全壊・解体・長期避難世帯	建設・購入	2,000	2,000	4,000
		補　修		1,000	3,000
		賃　借		500	2,500
	大規模半壊世帯	建設・購入	1,000	2,000	3,000
		補　修		1,000	2,000
		賃　借		500	1,500
	中規模半壊世帯	建設・購入	500	1,000	1,500
		補　修		500	1,000
		賃　借		250	750
	半壊世帯	―	500	なし	500
	床上浸水世帯	―	300	なし	300
単数世帯（世帯の構成員が単数）	全壊・解体・長期避難世帯	建設・購入	1,500	1,500	3,000
		補　修		750	2,250
		賃　借		375	1,875
	大規模半壊世帯	建設・購入	750	1,500	2,250
		補　修		750	1,500
		賃　借		375	1,125
	半壊世帯	―	375	なし	375
	床上浸水世帯	―	225	なし	225

※ 全ての支給金額は平成23年の新潟福島豪雨時のものを参照した。

(2) 災害弔慰金

福祉対策部福祉総務班及び各区本部健康福祉班は、災害により死亡した市民の遺族に対して、「新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき災害弔慰金を支給する。

災害弔慰金概要

<table>
<tr><th>種別</th><th colspan="2">対象災害</th><th>対象者</th><th>支給額</th><th>費用負担</th></tr>
<tr><td rowspan="5">災害弔慰金</td><td rowspan="4">災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第1条に定める災害</td><td>1 市内で5世帯以上の住家が滅失した災害</td><td rowspan="5">・死亡した者の遺族
（・配偶者
・子
・父母
・孫
・祖父母）

上記の遺族がいずれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時、その者と同居し、又は生計を同じくしていたものに限る）。</td><td rowspan="5">死亡者1人につき

・主たる生計維持者の死亡した場合
500万円

・それ以外の場合
250万円</td><td>・国 1/2
・県 1/4
・市 1/4</td></tr>
<tr><td>2 県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある災害</td></tr>
<tr><td>3 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害</td></tr>
<tr><td>4 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害</td></tr>
<tr><td>新潟県災害救助条例に定める災害</td><td>1 県内において以下を満たす市町村が1以上ある場合の災害
<table><tr><th>市町村の区域内の人口</th><th>滅失世帯数</th></tr><tr><td>5,000人未満</td><td>10</td></tr><tr><td>5,000～9,999人</td><td>15</td></tr><tr><td>10,000～19,999人</td><td>20</td></tr><tr><td>20,000～29,999人</td><td>25</td></tr><tr><td>30,000～49,999人</td><td>30</td></tr><tr><td>50,000～99,999人</td><td>40</td></tr><tr><td>100,000人～299,999人</td><td>50</td></tr><tr><td>300,000人以上</td><td>75</td></tr></table></td><td>・県 1/2
・市 1/2</td></tr>
<tr><td colspan="2">2 新潟県知事が救助の必要があると認めた災害</td><td></td><td></td></tr>
</table>

(3) 災害障害見舞金

福祉対策部福祉総務班及び各区本部健康福祉班は、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に対して「新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、その者に対して災害障害見舞金を支給する。

災害障害見舞金概要

<table>
<tr><th>種別</th><th colspan="2">対象災害</th><th>対象者</th><th>支給額</th><th>費用負担</th></tr>
<tr><td rowspan="5">災害障害見舞金</td><td rowspan="4">災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第1条に定める災害</td><td>1 市内で5世帯以上の住家が滅失した災害</td><td rowspan="5">「災害弔慰金の支給等に関する法律」に掲げる程度の障がいがある者</td><td rowspan="5">障がい者1人につき

・主たる生計維持者の場合
250万円

・それ以外の場合
125万円</td><td rowspan="4">・国 1/2
・県 1/4
・市 1/4</td></tr>
<tr><td>2 県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある災害</td></tr>
<tr><td>3 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害</td></tr>
<tr><td>4 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害</td></tr>
<tr><td>新潟県災害救助条例に定める災害</td><td>1 県内において以下を満たす市町村が1以上ある場合の災害
<table><tr><th>市町村の区域内の人口</th><th>滅失世帯数</th></tr><tr><td>5,000人未満</td><td>10</td></tr><tr><td>5,000～9,999人</td><td>15</td></tr><tr><td>10,000～19,999人</td><td>20</td></tr><tr><td>20,000～29,999人</td><td>25</td></tr><tr><td>30,000～49,999人</td><td>30</td></tr><tr><td>50,000～99,999人</td><td>40</td></tr><tr><td>100,000人～299,999人</td><td>50</td></tr><tr><td>300,000人以上</td><td>75</td></tr></table></td><td>・県 1/2
・市 1/2</td></tr>
<tr><td colspan="2">2 新潟県知事が救助の必要があると認めた災害</td></tr>
</table>

(4) 災害援護資金

福祉対策部福祉総務班及び各区本部健康福祉班は、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、「新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき必要な資金を貸し付ける。

災害援護資金概要

対象災害	区分	被害の程度	貸付上限額	費用負担
暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生じた災害で、県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害	世帯主が１か月以上の療養を要する負傷をした場合	他の被害がない場合	150万円	・国2/3 ・市1/3
		家財に価額の1/3以上の被害があり、かつ、住居の被害がない場合	250万円	
		住居が半壊した場合	270万円 (特別の事情のある場合350万円)	
		住居が全壊した場合	350万円	
	上記以外	家財に価額の1/3以上の被害があり、かつ、住居の被害がない場合	150万円	
		住居が半壊した場合	170万円 (特別の事情のある場合250万円)	
		住居が全壊した場合	250万円 (特別の事情のある場合350万円)	
		住居の全体が滅失又は流失した場合	350万円	

※ 被災住居を建て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等。

災害援護資金の貸付を受けられる所得要件

世帯人員	市町村民税における前年（※）の総所得金額等の合計額
１人	220万円未満
２人	430万円未満
３人	620万円未満
４人	730万円未満

５人以上	１人増すごとに、730万円に30万円を加えた額
その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円	

※対象災害による被害を１月から５月までの間に受けた場合は前々年

災害援護資金の貸し付け条件

区分	内容
利率	保証人を立てる場合０％ 保証人を立てない場合１％（据え置き期間中は無利子）
据置期間	３年（住居が全壊したなど、特別な事情がある場合は５年）
償還期間	10年（据置期間含む）
償還方法	年賦、半年賦、月賦（元利均等償還）
違約金	年５％

(5) 生活福祉資金の貸付（担当:各区社会福祉協議会）

災害により被害を受けた低所得者世帯・高齢者世帯（日常生活で介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯等）・障がい者世帯（身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者の属する世帯等）に対し、経済的自立の助成と生活の安定を目的に厚生労働省が定める「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、各区社会福祉協議会を窓口に貸付を行う。貸付申請後、審査あり。

なお、この資金の貸付は、災害救助法が適用されない災害の場合に行う。

ア 福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）

(ｱ) 貸付対象世帯

低所得者世帯等のうち他から融資を受けることの出来ない者で、被災した家屋を増改築、改修、又は補修するための貸付が必要であり、この資金を受けることによって災害による困窮から自立できると認められる世帯

(ｲ) 貸付限度額 １世帯 150万円

(ｳ) 貸付条件

a 据置期間：貸付の日から６か月以内

b 償還期間：据置期間経過後７年以内

c 貸付利率:連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は年1.5%（据置期間中は無利子）

d 償還方法：年賦・半年賦又は月賦

(ｴ) 連帯保証人

a 原則として、65歳未満で一定以上の収入のある者

b 生活福祉資金の借受人又は借受申込人になっていない者

※原則として連帯保証人は必要であるが、立てられない場合でも申請ができる。

(ｵ) その他

a 被災の日の属する翌月１日から６か月以内に申込み

b 市長の発行する被災証明書が必要

イ 福祉費（住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費）

(ｱ) 貸付対象世帯

低所得者世帯・高齢者世帯（日常生活で介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯等）・障がい者世帯（身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者の属する世帯等）で、被災した家屋を増改築、改修、又は補修するために貸付が必要な世帯

(ｲ) 貸付限度額 1世帯 250万円以内

(ｳ) 貸付条件

a　据置期間：貸付の日から６か月以内
b　償還期間：７年以内
c　貸付利率：連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は年1.5％
（据置期間中は無利子）
d　償還方法：年賦・半年賦又は月賦

(ｴ)　連帯保証人
a　原則として、65歳未満で一定以上の収入のある者
b　生活福祉資金の借受人又は借受申込人になっていない者
※原則として連帯保証人は必要であるが、立てられない場合でも申請が出来る。

(6)　母子父子寡婦福祉資金の貸付（担当:こども未来対策部こども未来班　各区本部健康福祉班）

20歳未満の児童を扶養している配偶者の無い女子又は男子、寡婦等に対して、災害により被害を受けた家屋の増改築、補修又は保全のために必要な住宅資金を貸し付ける。

なお、この資金の貸付は、災害救助法が適用されない災害の場合である。

ア　貸付限度額　200万円

イ　貸付条件

(ｱ)　据置期間：６か月

(ｲ)　償還期間：据置期間経過後７年以内

(ｳ)　利率（年利）：連帯保証人あり　無利子、連帯保証人なし　1.0％

ウ　特例措置

(ｱ)　償還の猶予

災害により借主が支払期日までに償還することが困難である時に、１年以内支払いを猶予できる。その際、市長が発行する被災証明書が必要である。（特に１年後も必要なら改めて猶予できる。）

(ｲ)　違約金の不徴収

支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を、災害等の理由により徴収しないことができる。その際、市長が発行する被災証明書が必要である。

(ｳ)　据置期間の延長

災害により、全壊・流失・半壊・床上浸水等の被害を受けた者に対し、被害を受けた日から１年以内に貸し付けられる場合には、２年を超えない範囲で厚生労働大臣の定めにより据置期間の延長ができる。

(7)　災害復興住宅融資（担当:建築対策部建築班）

独立行政法人住宅金融支援機構が指定した災害により、被害を受けた住宅の所有者が災害復興住宅融資を受けることができることから､制度や借入れ手続きの方法などについて、周知を図る。

(8)　天災融資制度（担当：農林水産対策部農林水産班　各区本部）

農林漁業者や農協等の組合が災害により被害を受けた場合、農林漁業の経営等に必要な資金の融通が円滑に行われ、早期に経営の安定が図られるようにするため、次の措置を講ずるものとする。

ア　「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき、被害農林漁業者等の認定並びに融資機関に対する利子補給及び損失補償を行う。

イ　被害の状況に応じて、県に既存の融資制度の弾力的運用を要請するとともに、市内の金融機関に対して、融資に際しての特別な配慮を要請し協力を求める。

天災資金

種　　別	貸付の相手方	貸　付　限　度	利率（年利）	償還期間
経営資金 （種苗、肥料、飼料、薪炭原料、薬剤、漁具の購入費等の農林漁業経営に必要な運転資金）	被害農林漁業者で市町村長の認定を受けた者	・個人　　200万円以内 ［政令で定める資金500万円以内］ ＊なお、激甚災害の場合は、250万円以内（政令で定める資金600万円以内） ・法人　　2,000万円以内 ［政令で定める資金2,500万円以内］	・特別被害者 3.0％以内 ・３割被害者等 5.5％以内 ・その他 6.5％以内	６年以内 （激甚災害の場合は７年以内）
事業資金 （天災により被害を受けたため必要となった事業資金）	被害組合及び連合会	・組合　　2,500万円以内 ・連合会　5,000万円以内 ＊激甚災害の場合 ・組合　　5,000万円以内 ・連合会　7,500万円以内	・6.5％以内	・３年以内

(9)　中小企業融資（担当:経済対策部経済班　各区本部）

中小企業者が災害により被害を受けた場合、その企業の施設の復旧に要する資金、並びに事業資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるようにするため、経済対策部経済班及び各区本部は次の措置を講ずるものとする。

ア　日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の特別貸付の設定を促進するため関係機関に対し要請する。

イ　信用力の低い中小企業者の融資の円滑化を図るため、信用保証協会の保証枠の増大措置として、資金の貸付又は損失補償等を行う。

ウ　地元一般銀行、その他金融機関に対し、被害の状況に応じて特に必要があると認めた時は、融資の特別配慮を要請し協力を求める。また、資金を預託し貸付資金源の増大も図る。

エ　中小企業の負担を軽減し復興を促進するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定を受けるための措置を講ずる。

３　雇用対策（担当：経済班）

災害により職を失った労働者の働く場の確保について、商工会議所等関係団体と連携し、地元主要事業所等が優先的に雇用するよう働きかけていくものとする。

４　市税の減免及び徴収猶予等（担当：調査班）

災害により被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、「地方税法」又は「新潟市市税条例」の定めるところにより、市税の減免、徴収猶予、期限の延長、滞納処分の執行停止等の緩和措置を講ずる。

(1)　減免

被災した納税義務者等に対し、該当する以下の税について減免を行う。

ア　個人市民税

被災した納税義務者本人、又はその者の所有する住宅・家財に被害を受けた場合、その被害の程度に応じて、減免の措置を講ずる。

イ　固定資産税・都市計画税

災害により被害を受け著しく価値が減じた固定資産（土地・家屋・償却資産）に対し、

その被災の程度に応じて、減免の措置を講ずる。

(2) 徴収猶予

被災した納税義務者等が、市税を一時に納付したり又は納付することができないと認められる時は、その者の申請に基づき、災害の状況に応じて、１年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められる時は、さらに１年以内の延長を行うことができる。

(3) 期限の延長

被災した納税義務者等が、期限内に申告、申請、請求、その他書類の提出、又は市税を納付、納入できないと認められる時は、以下の方法により当該期限の延長ができる。

ア 広範囲にわたる災害の場合は、市長が職権により適用地域及び期限の延長日を指定する。

イ その他の場合で、被災した納税義務者等による申請があった時は、災害がおさまった後、納税義務者については２か月以内、特別徴収義務者については30日以内に限り、市長が納期限を延長する。

(4) 滞納処分の執行停止等

納税滞納者等が災害により無財産となる等の被害を受けた時は、その状況に応じて滞納処分の執行停止、換価の猶予及び滞納金の減免等の適切な措置を講ずる。

５ 国民健康保険料の減免等（担当：要配慮者班）

(1) 減免

災害により被災した納付義務者等に対し、被災の程度に応じて健康保険料を減免することができる。

(2) 徴収猶予

災害により財産に損害を受けた納付義務者等が、健康保険料の全部又は一部を一時に納付することが出来ない場合は、その者の申請に基づき期限の延長等の徴収猶予が認められる。

６ 国民年金保険料の免除（担当：要配慮者班）

被災した国民年金第１号被保険者が､災害によりその所有する住宅又は家財に損害を受け、国民年金保険料を納付することが困難な事情にある場合は、申請をすることにより免除の承認を受けられる場合がある。（承認は日本年金機構で行う。）

７ 義援金配分計画

(1) 義援金の募集と周知

災害対策本部事務局広報班は、義援金・救援物資について、国及び県並びに市ホームページ、報道機関等を通じて、次の事項を公表し、広く一般への周知を図る。

ア 受け入れ窓口

イ 振込金融機関（金融機関名、口座番号、口座名等）

(2) 義援金の受け入れ・配分

ア 受け入れ

財務班は､災害発生後速やかに金融機関の協力を得て､義援金受け入れ窓口を開設し、受け入れた義援金を指定する口座で保管する。また、原則として寄託者へ受領書を発行する。

イ 配分

寄託された義援金については、義援金配分委員会を組織し、配分計画を決定する。財務対策部調査班はこの決定に基づき、適切かつ速やかに被災者に配分する。

ウ 義援金配分委員会の構成

義援金配分委員会の委員は市社会福祉協議会及び義援金受け入れ団体等で構成する。

第４節　公共施設復旧計画

被災した公共施設の災害復旧は、できるだけ早い被災施設の原形復旧と合わせ、再度の災害発生を防止するため、長期的視点に基づいた十分な検討による施設の新設又は改良が必要である。

復旧にあたっては、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から事業を優先して行う。

実　施　担　当	都市政策対策部　建築対策部　土木対策部　下水道対策部　農林水産対策部　水道対策部　区本部
防災関係機関	各防災関係機関

１　公共建築物の復旧計画

公共建築物の被害調査の結果に基づき、被害額の算定及び施設の緊急性等を考慮し順次、復旧計画をたてる。

２　市営住宅対策

被災した市営住宅の被害状況を的確に調査把握するとともに､速やかに復旧計画を策定し、早期な既設市営住宅復旧事業の推進を図る。

(1)　全市営住宅の被害状況調査、集計

(2)　既設市営住宅復旧事業計画の作成

(3)　既設市営住宅の復旧（再建設・補修）にあたり適用される法律

一般災害	激甚災害
既設公営住宅旧事業（公営法第8条）	激甚指定既設公営住宅旧事業（激甚法第3条）

※　激甚法・・・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

(4)　既設市営住宅復旧事業の手続きの流れ

ア　既設市営住宅復旧計画書提出（災害確定報告書等添付）（市→知事→北陸地方整備局）

イ　補修費及び宅地復旧費の査定

ウ　復旧計画の決定（北陸地方整備局長→知事→事業主体）

エ　補助金交付申請（事業主体→知事→北陸地方整備局長）

オ　補助金交付決定（北陸地方整備局長→知事→事業主体）

３　公共土木施設災害復旧事業

(1)　復旧事業の対象

災害復旧事業名	対象施設	関係省庁	国の窓口	根拠法
公共土木施設災害復旧事業	道路 下水道	国土交通省	防災課	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
	都市公園		まちづくり推進課	
都市災害復旧事業	公園 都市施設等		都市安全課	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針

執行手続きについては、県地域防災計画による。

(2)　激甚災害の指定

適用すべき措置	指　定　基　準
「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に	次のいずれかに該当する災害 Ａ基準

関する法律」に基づく激甚災害指定基準	公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額 ＞全国標準税収入額　×0.5% Ｂ基準 公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額 ＞全国標準税収入額　×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1)　都道府県の公共施設災害復旧事業費の査定見込額 ＞当該都道府県標準税収入額　×25% 又は (2)　都道府県内市町村の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額 ＞都道府県内市町村の標準税収入額　×５%

(3)　局地激甚災害の指定

適用すべき措置	指　定　基　準
「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく局地激甚災害指定基準	当該市町村の公共施設災害復旧事業等の事業費等の査定事業費>当該市町村の標準税収入額　×50% （ただし、当該査定事業費10,000千円未満の市町村を除く） となる市町村が１以上ある災害 ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね１億円未満である場合を除く

４　公園緑地災害復旧事業

災害状況に応じ、樹木の植栽や遊具等の改良など災害予防の視点も考慮した公園緑地の復旧を行うとともに、災害箇所以外の公園緑地についても、適宜、予防計画に基づいた補植や改良等を実施していく。

５　漁港及び水産施設復旧事業

漁港及び水産施設復旧対策

(1)　被災点検調査

被災概要調査で被害が発見された箇所等を中心に、構造物の安全性の確認及び施設の利用可能性の判定に視点をおいて、被害状況を詳細に把握するための調査を行う。

(2)　応急工事

応急的に施設の機能を確保するための工事で、被害状況のほか、施設の重要度や必要資機材の入手可能性や工期等も考慮し優先順位を定め段階を追って進める。

(3)　復旧工事

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に基づき、被災施設の速やかな復旧を図ることに努める。

６　上水道施設復旧事業

応急的な復旧作業を終了した後に、全般的な漏水調査を実施し、完全復旧を図るとともに、将来計画及び災害後の都市計画等を配慮し、計画的に施設面及び体制面での災害予防対策を充実させ、恒久対策を推進する。

(1)　漏水防止調査

地上に噴出して発見できた漏水個所の他に、地下の漏水個所を詳細に調査し、修理計画を策定し、優先順位を定め、漏水を完全に防止する。

(2)　恒久対策計画

原型復旧だけでなく、水道システム全体の耐震化、近代化の向上を図る。特に老朽管の

更新、管路の伸縮・可とう化等の耐震性の向上を図るとともに、配水区域のブロック化、配水管幹線のループ化､連結管のバイパスルートの確保等によりバックアップシステムの構築を図る。

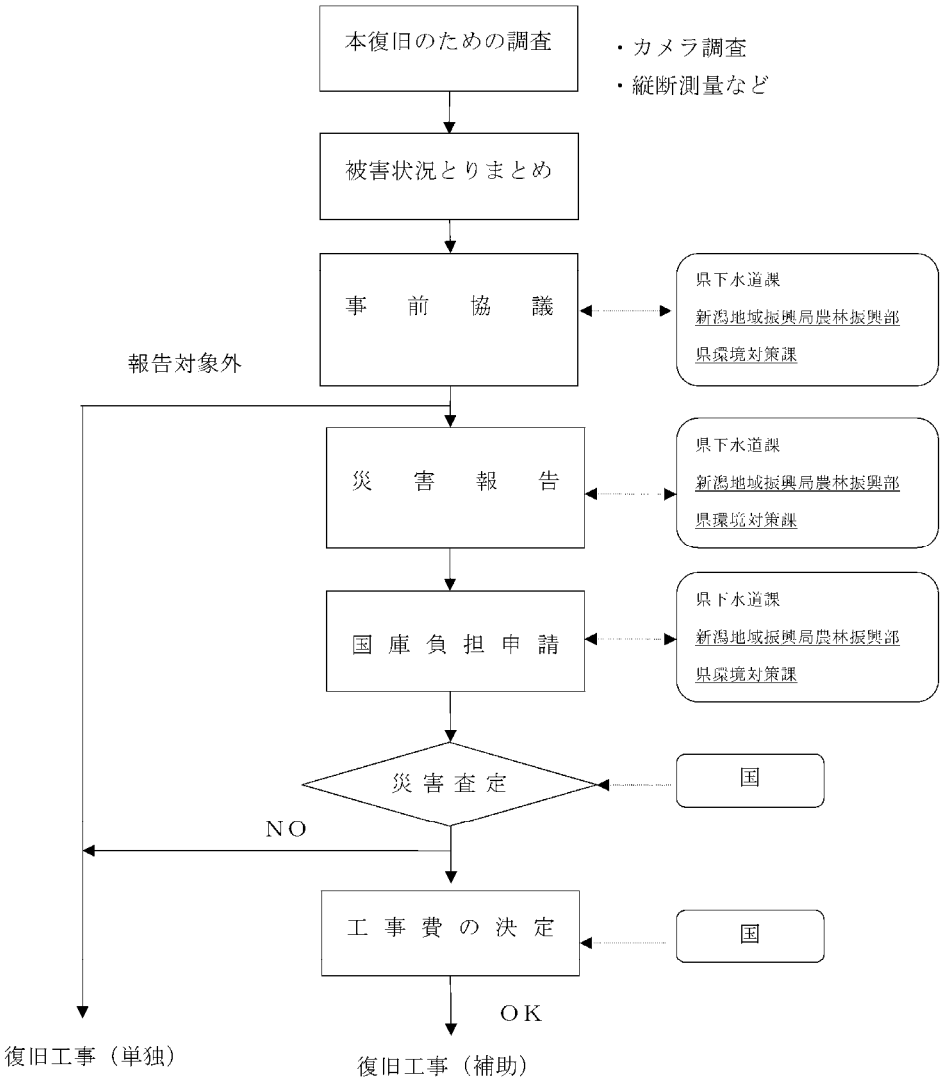
（注）第２部第１章第８節「上水道施設災害予防計画」参照

7　下水道施設等・公設浄化槽復旧事業

(1)　施設の復旧に当たっては、耐震性の強化・ネットワーク化や危険分散等を視野に入れた「災害に強い下水道」を目指す。

(2)　平常時から非常時にわたる下水道機能の高度化・多様化を総合的かつ広域的に進めることを基本とする。

(3)　下水道施設等復旧のフロー



８　農地・農業用施設復旧事業

(1)　復旧対策の方針

ア　農業用施設の被害及び農地の湛水被害を最小限にくい止める。

イ　人的災害につながる二次災害の発生の防止を優先する。

ウ　復旧を適切に実施するため、的確な被害状況調査

(2)　復旧対策

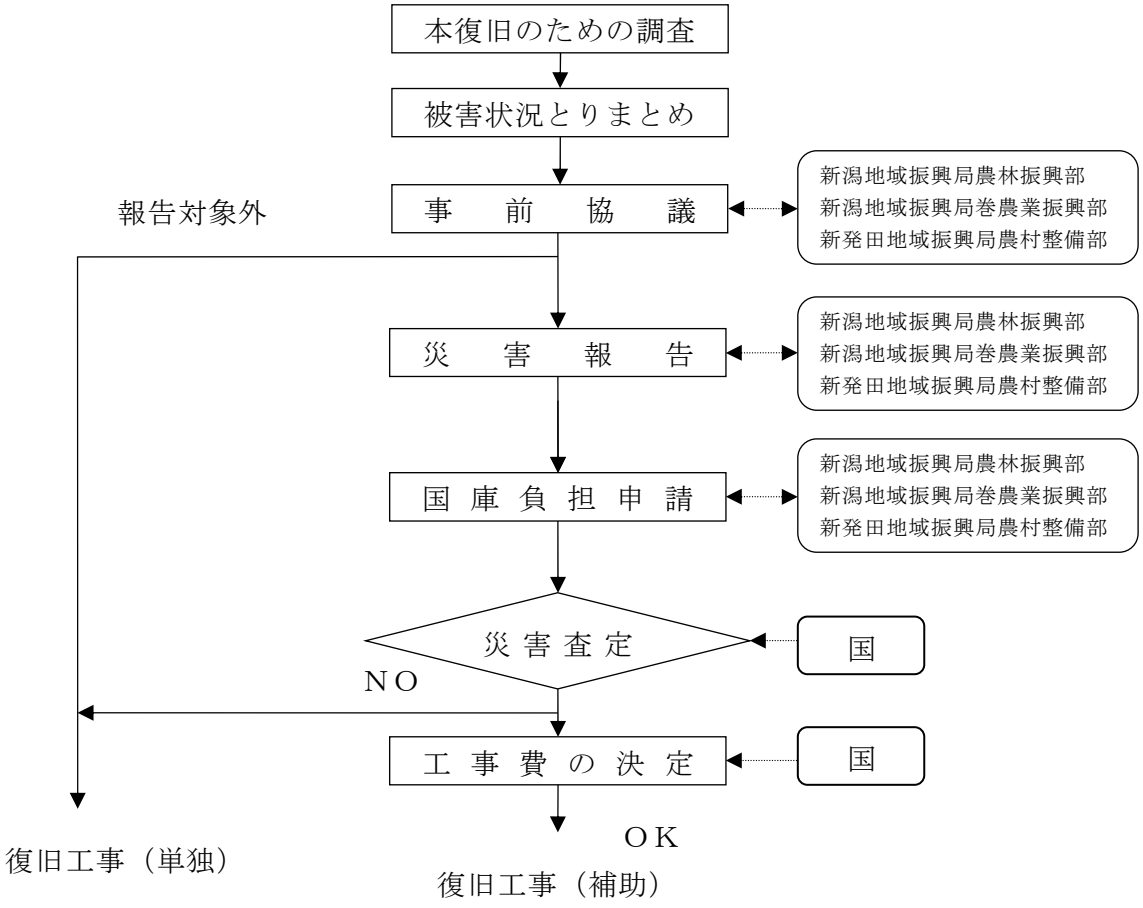
ア　施設全体の被害状況の把握

イ　二次災害の発生の防止工事

ウ　施設の緊急復旧工事、応急復旧工事

エ　本復旧は農作物の作付時期等を踏まえて国、県、土地改良区、農協、農家組合、他関係機関との調整を密にして早期復旧を図る。

(3)　農地・農業用施設復旧フロー



９　災害復旧事業等に係る工事の代行要請

特定大規模災害等により行政機能が低下した場合、以下の災害復旧事業等に係る工事について、新潟県知事に対し代行を要請する。

(1)　漁港

(2)　道路

(3)　空港

(4)　海岸保全施設

(5)　公共下水道

(6)　河川

(7)　農地・農業用施設